（児童手当法の一部改正）

第六十一条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業」を「若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」に、「又は休業」を「若しくは休業又は当該産前産後休業」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十二条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「改正後の国民年金法第十条第一項の規定を適用する場合にあっては、国民年金の被保険者期間に、改正後の」及び「、それぞれ」を削り、同条第二項中「国民年金の被保険者期間又は」及び「改正後の」を削る。

第六十三条　削除

（確定拠出年金法の一部改正）

第六十四条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第一号及び第三項第六号並びに第六十八条第二項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第六十五条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十三条第四号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」を「又は三親等内の親族」に改め、同条第三項中「第一項に規定する順序による」を「政令で定める」に改める。

第四十五条第三項第七号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条　前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二条の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する年金給付に係る受給権者が死亡した場合について適用する。

2　第四号施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第二項に規定する年金給付の受給権を有する者又は農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第一項に規定する旧経営移譲年金受給権者若しくは旧農業者老齢年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第二項又は第十一条第一項の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第三十七条の規定は適用せず、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）附則第十四条第一項の旧経営移譲年金受給権者又は旧農業者老齢年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法第三十七条の規定は適用せず、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二条の規定を準用する。

第六十七条から第六十九条まで　削除

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第七十条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業」を「若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」に、「又は休業」を「若しくは休業又は当該産前産後休業」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第六十三号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

（厚生年金保険法の一部改正）

第一条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に、「第三章の三　被扶養配偶者である期間についての特例（第七十八条の十三―第七十八条の二十一）」を「第三章の三　被扶養配偶者である期間についての特例（第七十八条の十三―第七十八条の二十一）　第三章の四　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例（第七十八条の二十二―第七十八条の三十七）」に、「第七十九条の七」を「第七十九条の十四」に、「第八十九条」を「第八十九条の二」に改める。

第二条の四第二項中「第三十四条第一項」の下に「及び第八十四条の六第三項第二号」を加え、同条の次に次の一条を加える。